免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号
和歌山県田辺市稲成町720番地の９
清算株式会社　株式会社エスティー
代表清算人　坂口　富茂
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（ヒ）第２号
大分県宇佐市大字下高家2019番地
清算株式会社　東九州電子工業株式会社
代表清算人　京田　高裕
１　決定年月日　令和７年８月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所中津支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
１　決定年月日　令和７年８月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第２号
長崎市築町５番10号
清算株式会社　株式会社ＩＳ
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ライチョウ
代表清算人　木村　和義
１　決定年月日　令和７年８月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「各弁済額」の欄記載の弁済をする。各弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始